

議 事 録

平成26年第2回臨時会

平成26年5月9日（金）

開 会	
議 長	本日の出席議員は、１６人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２６年第２回筑前町議会臨時会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、 ７番 福本秀昭議員及び８番 久保大六議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日、５月９日の１日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日の１日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成２６年第２回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 「好きです。この町、この緑」、これは、平成２４年５月に本町で開催されました全国植樹祭のキャッチコピーです。筑前町は、今も変わりなく、山々には新緑が芽吹き、田園には麦の穂がたなびき、生気にあふれ、本町の魅力である緑が輝く季節になりました。その緑に包まれた環境の中で、２９，５３９人の人々の暮らしがあります。 今、日本では、人口減少社会が進行する中で、本町は、昨年の５月と比較いたしまして、１８４人の増加となりました。 微増ではありますが、人口動態は、町の活力のバロメーターともいえると思います。定住人口、交流人口に注視しながら、さらなるまちづくりへの思いを強くするものでもございます。 本議会は、平成２６年度新執行体制での議会でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、本日提案します議案等１０件の提案理由の説明を申し上げます。 承認第３号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、南北線道路改良工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第４号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、夜須中学校グラウンド整備工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第５号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び関係法令の一部改正が平成２６年３月３１日に公布され、同年４月１日施行されたことに伴い、筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行った

	ものです。 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の規定に対応するため、筑前町障害程度区分認定審査会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の規定に対応するため、筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び関係法令の一部改正が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 議案第22号 工事請負契約の締結につきましては、小中学校大規模改造（空調設備）工事1工区の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第23号 工事請負契約の締結につきましては、小中学校大規模改造（空調設備）工事2工区の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第24条 財産の取得につきましては、筑前町基幹系及び情報系パソコンを取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第25号 財産の取得につきましても、小中学校教員用パソコン及びプリンタを取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 以上が、本日提案します議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 建設課長
建設課長	おはようございます。 議案書の2ページをお願いします。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日提出、町長名です。 提案の理由です。 南北線道路改良工事の内容変更に伴い、工事請負契約の変更をする必要が生じた

	が、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。3ページをお願いします。 平成26年専決第3号、専決処分書。 平成26年2月6日付け第2号議案をもって議決された南北線道路改良工事請負変更契約の締結に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。 平成26年3月17日、町長名です。 4ページをお願いします。 工事請負変更契約の内容です。 1. 工事名 南北線道路改良工事 2. 契約の方法 変更前 随意契約、変更後 同様でございます。 3. 請負契約額 変更前 55,310,850円、変更後 60,190,200円、4,879,350の増額です。 4. 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町山隈934番地1 株式会社平田組 筑前支店 取締役支店長 平田昭義 参考でございますが、工事の場所です。筑前町下高場 地内。 工事の概要は、別表のとおりでございます。 3. 工期、平成25年8月1日から平成26年3月20日まででございます。 変更の内容につきましては、別表のとおりでございますが、大きなものとしましては、メッシュフェンス工、176mを追加したものでございます。 理由としましては、上段にあります練ブロック積工の上段に梨園がありまして、転落防止のために安全対策として追加を行ったものでございます。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 田中議員
田中議員	すみません。今回の、この変更内容につきましてですけど、当初4,430万だったと思っております。それが2回の変更で6千万弱になっておりますけれども、内容としまして、設計変更の金額というのは、請負比率でいけば30%を超えたような状況になっています。 その30%を超えていいのかどうかを、まず聞きます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えします。 特に規定はございませんので、問題はないと考えております。
議 長	田中議員
田中議員	国土交通省とか福岡県あたりに関しますと、大体規定というのがあるのではないかなと思っています。 筑前町の要項の中を見てもそれは分かりませんでした。福岡県も分かりませんでした。しかし、国土交通省あたりになるとですね、30%というのはあります。 それで、軽微な設計の変更、重要な設計変更というような割り方をなさっているのが現状かと思います。 ですから、30%未満と30%以上となるとですね、内容が非常に異なってくるのがある。設計の段階から、ほんとおかしいんじゃないのということも言われるのではないかなと思っています。 ですから、今後こういった場合は、規定等をはっきりさせたほうがいいのではないかなと思っておりますので、報告したいと思います。以上です。
議 長	報告でいいですか、答弁を求めますか。
田中議員	ちょっと間違えました。答弁を求めたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、今回大きな変更となった理由としましてはですね、当初予定しておりました工事自体は、予算を確保しておりましたわけでございますけれども、当初内示が大幅にカットされて、追加交付で1千万ほどついたというふうなことで、それを当初計画どおり施工するという形で、大きな増高になったのが理由でございます。 今、田中議員のご質問につきましては、今後国の内容等を研究しまして、建設課だけの問題ではございませんので、担当課と財政課を含め協議をしてまいりたいと思います。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第5	
議 長	日程第5 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 教育課長
教育課長	おはようございます。 議案書の5ページをお開きください。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名であります。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略いたします。 6ページ、専決処分書です。 3月19日に専決処分したものであります。 7ページをお開きください。 工事請負契約の内容であります。 1. 工事名 筑前町立夜須中学校グラウンド整備工事 2. 契約の方法 変更後 随意契約 3. 請負契約額 変更前 123,375,000円 変更後 132,746,250円、約9,400千円の増になります。 工事請負人につきましては、変更はございません。 参考としまして、工事概要を別表に掲げていますのでご覧ください。 今回の変更契約の主なもの、アスファルト舗装工に伴うもの、及び仕様が一部防球フェンスから防球ネットに変更するとともに、防球ネットの延長が追加になったた

	めであります。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	防球ネットの延長で増えたということですが、以前あそこに防球ネットをしてくれと質問をしたときにですね、予算の範囲内だったらしめという、前課長の答弁をいただいて、予算をオーバーしたわけですが、していただいて本当ありがたいと思っていますが、それでいいんでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 確かに、河内議員の一般質問において、そういう要望が出されております。 執行残あるいは予算の範囲の中で施工したものであります。
議 長	木村議員
木村議員	今、防球ネットの部分が出ましたけれども、アスファルト舗装工ですね、これはかなり数字の上で差額が出ております。これは、こうなった理由を説明をお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	一番大きなものは、駐輪場を排水のいい土からアスファルトに変えたもの、それに伴う排水溝の側溝整備が必要となったものであります。
議 長	木村議員
木村議員	これがですね、さほどのお話にもありましたけれども、あまりにも設計とかけ離れた数字が出てきております。これは増やした分が少ない、例えば20%、30%増ということであればいいんですけど、2,000%とかいうですね、数字の上ですね、そういうふうな数字、これはちょっといかがなものかというところですけども、そのあたりはいかがお考えでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	確かにおっしゃるとおりでございます。 今回の大きな940万円の増というのは、担当課といたしましては、真摯に受け止めているところであります。 今後このようなことがないよう、学校関係者あるいは地元関係者等との綿密な協議を行い、工事の発注に努めていきたいと思っております。
議 長	木村議員
木村議員	すみません、もう1点。 こういった大きな数字が、変更が出ておりますけれども、これは、現場の指示だけで終わったものでしょうか。それとも、この変更に対して、また何らかの設計を委託された経緯があるものかを、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	今回の工事変更に伴う設計については、東側、河内議員から要望が出ました、防球ネット延長追加工事、その部分のみの設計変更が生じました。 あとの変更につきましては、設計の変更増は生じておりません。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	数字は変わっていますですね、広さがですね、舗装の広さが。 ということは、設計の変更ということじゃないですか。
議 長	教育課長
教育課長	確かに設計の変更が生じましたけれども、金額は生じてないということでございま

	す。
議 長	他にございませんか。 梅田議員
梅田議員	町長にお尋ねをいたします。 承認第4号の分も、先の南北線道路改良工事、これにおきましても2回の随意契約がありまして、増額補正になったわけです。今回また、増額というふうになっております。 こういう工事の場合、設計委託をして、そして高額の委託料を払って設計がされているにもかかわらず、こういう変更がかなり出てきております。 そして、それを専決処分という形で、議会に説明があまりなされないまま出されておるといふふうに、私は受け止めるんですが、今後ですね、多目的運動公園広場におきましても、18億となったわけですが、こういうふうに設計委託をしているにも関わらず、増額、増額というふうな変更になりはしないかというふうに、たいへん憂慮しているところですが、この点を町長としてどのようにお考え、そしてどのように今後そういうことがないようにやっていかれるのか、お尋ねをいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 執行権がございまして、予算を議決していただきます。その執行権の範囲内で、より工事に有利な方法で変更することは、執行権の権内だと、私は理解しております。 極力専決処分はするべきではないと思っておりますけれども、専決権を行使させていただいたほうが、より事業がスムーズに進行するという判断に立てば、こういった制度があるわけでございますので、活用はさせていただきたい。 ただ、十分議会はですね、議決の範囲内というのは十分承知しておりますので、議決すべきことは十分事前にご相談しながらやっていきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	執行権は、当然、町長のほうにあるわけでございますけれども、以前から、3月議会のときも議会として申し上げてきたと思いますが、設計委託料、これは、かなり金額が大きいものが、常に上がってきております。 そういった中で、これだけ変更、それも増額という形で上がってきているということは、やはりもう少し真摯にとらえていただきたいと思いますので、しっかりその点受け止めていただきたいと思います。 答弁を求めます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 あくまで私どもは、議決されました予算の範囲内で執行権を行使させていただいております。それしか当然できないわけございまして、そういった判断の中でやらせていただいたということで、今後どうしてもですね、やむなく条例改正、法令改正等々に伴います予算を伴わないものにつきましてもですね、どうしてもやっぱり4月1日現在でやらなければいけないものが多くございます。 そういったときには専決処分をやっていただくことが、ひとつの効率的な行財政運営になるかと思うところもございますので、その辺は十分注意しながら、今後も専決処分等々については、活用させていただきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後、あまり設計から外れない、どうしてもやむを得ない場合というのは、当然発

	生するとは思いますが、やはり高額の委託料を払って設計をされたということはですね、十分にこれは、真摯な受け止めをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第６	
議 長	日程第６ 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	おはようございます。 それでは、議案書の８ページをお開きください。 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明をされましたので、省略をいたします。 次のページ、９ページ目をお開きください。 この専決処分書は、平成２６年４月１日に、条例改正の専決処分をしたものであります。 改正の内容であります、今回の税条例の一部改正は、上位法令である地方税法の改正が４月１日に施行されるため、関係条文を改正したものであります。 ここで、説明に入ります前に、１つだけ訂正があります。すみません。 １０ページ目の第２３条２項中の２行目でございます。 「外国人」とありますが、「外国法人」が正しくございますので、「法」を、すみません、加えていただきたいと思います。 では、今回、国の消費税率改正に伴い、景気対策の施策上で、主に変わった内容を、全体２２ページ分、５項目にまとめまして、簡潔に説明させていただきます。 １点目は、町民税関係で、個人住民税における給与所得控除、税上限の引き下げなどの措置がされたところであります。新旧対照表の全体にまたがり改正をしております。 ２点目は、法人住民税関係で、地方法人課税において、法人住民税税率を２．６％引き下げ、法人住民税、法人税割の一部を国税化するものであり、地域間の税源の遍在性を是正し、法人住民税、法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、地方交付税の原資とするものであります。

	いわゆるこの制度は、一度国に吸い上げ、各地方へ再分配する仕組みで、小さな町ほど税収の効果は上がると判断しているところでもあります。 3点目は、軽自動車税関係であります。 車体課税の見直しで、消費税率8%への引き揚げ時において、自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げるなどの車体課税の見直しと合わせ、自動車税におけるグリーン化特例の見直し、及び平成28年度分からの新規検査から、13年を経過した四輪車等について、税率を上げたものであります。 4点目は、固定資産税関係であります。 各特例措置の創設、拡充で、東日本大震災復興支援のためのほか、新築住宅の減額措置を2年延長、また固定資産税を免除するなど、それまでの暫定的な措置などを講ずるものであります。 5点目は、事業所税関係で、児童福祉法規定の小規模保育事業施設に係る事業所税の非課税など、特例措置の改正をし、適用するものであります。 以上、5項目の改正につきまして、第1条の本則第23条から82条までの8条及び附則を含めて、改正をしているところでもあります。 議案書の31ページをお開きください。 この改正条例は、附則第1条で謳っておりますように、平成26年4月1日から施行するものであり、町民税に関する経過措置については、附則第2条から第6条に謳っているとおりであります。 詳細な改正内容につきましては、新旧対照表のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げまして、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 矢野議員
矢野議員	11ページに言われました、法人税率が100分の2.6%減額になって、交付税措置をされるということなんですけど、小さい自治体ほど得をするというような話なんですけど、財政課のほうでご存じかどうか知りませんが、どのくらいの差があるんでしょうか。その辺が分かれば教えたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 今のところは交付税の関係はですね、まだそこら辺まではっきりは出ておりません。 今の状況では分からない。いわゆる今年度の税収の試算についても入れてないということですね。 地方法人税、いわゆる来年度、平成27年の10月以降の事業期からが変更になってきます。 町でいけば、いわゆる法人町民税の所得割額を払ってある事業所というのが、もうわずかでございます。ご存じのとおり。 ですから、その分を差し引いて考えても、増えるんじゃないかと予測に立っておるところでございます。以上です。
議 長	税務課長
税務課長	法人税割の金額の面につきまして、ご報告いたします。 今回ですね、どの程度影響があるかということで、概算法人税割の試算をしてみましたところ、マイナス1,500万程度の引き下げになるということで、確認をして

	おります。以上でございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	軽自の関係が相当大幅に引き上げされてますけど、この分についての増額の額ですね、どの程度になるのか、その試算はされてあるんでしょうか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 軽自動車税のですね、11種類ありますが、概算推計をしましたところ、全体で160万円程度の増額、そして軽自動車税が主で140万円程度です。 それは、前年のデータを基に、大体新規登録者が何台ぐらいかということで、推計したところでございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	同じく軽自動車の関係でございますけれども、貨物、乗用、いろいろあるかと思っておりますけれども、グリーン何とか税というのが、将来的にかかるんじゃないかと思っておりますけれども、その割合と、いつ頃からどのようになるのかを、ご説明願いたいと思います。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 軽自動車税の13年経過車につきましてですが、現在、通常でありますと7,200円ですが、28年4月からですね、13年車を基準に12,900円という額に上がります。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、反対の立場ですね。はい。
河内議員	反対の立場で。 景気の回復も見られないまま4月から消費税を8%に増税し、庶民の暮らしは大変です。 法人税は引き下げ、庶民には軽自動車税の引き上げで、さらに負担を強いるものであり、反対を表明し、討論とします。
議 長	原案に賛成の発言を許します。 矢野議員
矢野議員	地方税法で決まったことを、自治体がこれを施行しないと仕事できません。 これを、反対をするということにはならないというふうに思いますので、私は賛成をしたいと思います。
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。

	福祉課長
福祉課長	議案書の34ページをお願いいたします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第2条の規定により、平成26年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律中、「障害程度区分」を「障害支援区分」へと名称が改められることに伴い、筑前町障害程度区分認定審査会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。 次の35ページをお願いいたします。 平成26年専決第6号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成26年4月1日、町長名でございます。 次の36ページをお願いいたします。 改正の内容を新旧対照、改正前、現行と改正とつけておりますけれども、条例の第1条の3行目でございます。 現行「障害程度区分」となっておりますのを、「障害支援区分」というふうに変更させていただきますが、この改正理由につきましては、障害程度の区分では、支援の必要度合いを示す区分であることが分かりにくいということによりまして、条文を改正するものでございます。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第8	
議 長	日程第8 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の37ページをお開きください。 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

	本日付け、町長名でございます。 提案理由です。 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第2条の規定により、平成26年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が改正されたことに伴い、筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものであります。 38ページ、専決処分書です。 平成26年専決第7号、4月1日に専決処分をしたものであります。 39ページをお開きください。 条例第13条には、重度障害者医療における住所地特例施設が規定をされておりますが、今回の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことにより生じました、項のずれなどの規定の整備を行ったものであります。 アンダーラインの部分が改正の部分ではありますが、同法律の第5条第10項が削除されたことによる項の繰り上げと、共同生活援助と共同生活介護が一元化されたことによるものでございます。 なお、障害者医療費制度そのものの変更はございません。 附則、この条例は、公布の日から施行をいたします。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の39ページです。 13条の5行目、共同生活援助を行う住居というのは、どういったところを指すのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 町内で言いますと、第二野の花学園さんが設置してありますグループホーム、そういったところが、このサービスの事業所になります。
議 長	河内議員
河内議員	第二野の花学園のグループホーム以外は、町近隣にはないのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	共同生活介護援助ということであれば、あつとホームみなみさんが町内にございます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承

	認することに決定しました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の40ページをお開きください。 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由です。 地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものであります。 41ページ、専決処分書です。 平成26年専決第8号、4月1日に専決処分をしたものであります。 42ページをお開きください。 今回の改正につきましては、課税限度額の引き上げと低所得者の保険税の軽減措置が拡充されたものであります。 条例第3条第3項につきましては、国保税のうち後期高齢者支援金等課税限度額が14万円から16万円に引き上げになるものです。 同条第4項は、国保税のうち介護納付金課税限度額が12万円から14万円に引き上げになるものです。 次に、条例第19条第1項ですが、これは、地方税法施行規則の条がずれていたものを整備されたものであり、制度の変更はございません。 43ページ、条例第22条第1項ですが、先ほどの第3条第3項及び4項の課税限度額の引き上げに伴い、変更が必要となったものであります。 次に、同項第2号ですが、これは、5割軽減の所得基準額を規定しているものであり、対象が2人世帯以上となっていたものが、単身世帯につきましても対象となるとともに、所得基準額を引き上げるものであります。 改正後は、「当該納税義務者を除く」という部分が削除をされますので、単身世帯も対象となり、所得基準額も世帯当たりで24万5千円引き上げることとなります。 次に、同項第3号ですが、これは、2割軽減の基準額を規定しているものであり、軽減対象となる所得基準額を、被保険者1人につき35万円から45万円に引き上げるものでございます。 附則、この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 矢野議員
矢野議員	課税基準額が引き上げされるということですので、減額をするということですから、減額が、26年度どの程度になるのか試算されたんでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	国保税の計算につきましては、被保険者の資格の情報と所得の情報を基にシステム

	用いた計算となっております。改正後に伴うシステムの導入はいたしておりますけど、現時点では計算を行う状況まで至っておりませんので、試算を、今日時点ではしていないという状況にあります。
議 長	矢野議員
矢野議員	できれば25年度の課税をした資料に基づいて、26年度この額になったら、こういう率になった場合についてはこうなるんだという試算をですね、できればしてもらいたいと思っているんですけど。 それは、今からしても同じでしょうから、もう26年度試算されて、どの程度になるかというのをですね、いつか議会の中で説明をお願いしたいと思います。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、反対の立場ですね。
河内議員	反対の立場です。 収入も増えず、景気の回復も見られないまま、一部軽減は見られるものの、消費税を8%へ増税したうえ、さらなる負担を強いることになります。 よって、反対を表明し、討論といたします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 矢野議員
矢野議員	賛成の立場からですけど。 今言われたのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど。 当然、これが課税基準額を上げるということになれば低くなるんですね、下がるんですね。税額が下がるということです。今の反対の立場という理由には、ちょっとおかしいんじゃないかと思っていますし、もう1つは、地方税法で決まったものを、この一自治体で変更して、元のとおりにするということ自体ですね、まったく理解できません。これは、ぜひこのとおりですね、法施行どおりやっていただきたいということで、賛成討論といたしたいと思います。
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第22号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の45ページをお願いしたいと思います。 議案第22号「工事請負契約の締結について」 小中学校大規模改造(空調設備)工事1工区について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものでございます。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、小中学校大規模(空調設備)工事1工区の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の

	取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 46ページをお願いいたします。 工事名 小中学校大規模改造（空調設備）工事1工区 契約の方法につきましては、指名競争入札、結果は別紙のとおりでございます。 請負金額 149,040千円です。 それから、工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町下高場2408番地2、朋友電気株式会社、代表取締役 緒方清範です。 47ページをお願いいたします。 入札の結果につきましては、朋友電気株式会社さんが、第1回の入札で落札しております。 落札については、95.55%です。 工事概要につきましては、三輪小学校30教室、それから三並小15教室、夜須中31教室です。計の76教室。 工事概要は、空調設備工事。 工期は、契約の効力発生日から平成26年8月29日までであります。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第22号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第22号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第23号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書48ページをお願いいたします。 議案第23号「工事請負契約の締結について」 小中学校大規模改造（空調設備）工事2工区について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものであります。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、小中学校大規模改造（空調設備）工事2工区の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 29ページをお願いします。 工事請負契約の内容につきましては、 工事名 小中学校大規模改造（空調設備）工事2工区です。

	契約の方法については、指名競争入札、結果は、別紙のとおりでございます。 それから、請負金額につきましては、１５０，１２０千円です。 工事請負人につきましては、福岡県福岡市南区那の川１丁目２３番３５号、株式会社九電工、代表取締役社長 西村松次。 ５０ページをお願いします。 入札の結果につきましては、株式会社九電工が第１回の入札で落札、落札率は９５．２７％でございます。 工事概要につきましては、東小田小学校２５教室、それから中牟田小学校２２教室、それから三輪中２３教室、合計７０教室です。 工事概要については、空調設備工事。 工期は、契約の効力発生の日から平成２６年８月２９日でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	今、落札率が９５．２７とおっしゃいましたが、先ほどの議案２２号、９５．５５％、前議案のほうが、教室数が６教室少ないんですけど、７６で、こっちが７０なんですけど、どうして金額が高くなっているのかをお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 金額の差につきましては、教室の数ではございませんで、教室それぞれ面積が違いますので、その面積に応じて金額が違うものでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	１点は、今、河内議員の質問でございましたので、もう１点でございますけれども。教室についての空調設備ということでございますけれども、教室の他にも職員室等もございまして、職員室等については、この中には含まれていないということかと思われます。 今後計画をなされるものなのか、その点についての質問をいたしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 現在、教室にエアコンがないものは新規で導入いたします。 既存のエアコンで、使えるものは使うということで、全教室にエアコンが付きます。以上です。 詳細は把握しておりませんが、職員室については現在エアコンがございまして、既存のものを使うように計画しております。
議 長	梅田議員
梅田議員	もう速やかに設置が進むことを願うわけですが、設置後の保守点検といいますか、メンテナンス等というのはどのように、アフターケアはなってますでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 保守契約については、現在ないと思っておりますので、その場その場で故障が生じれば修理費が必要になってくるものと思っております。 保証期間があると思いますので、その期間は設置工事者による保証になると思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	ちょっと私も素人ですのでよく分からないんですが、７０教室なり７６教室なり、

	各学校ごとに普通教室に付けるわけですが、それはもう単独の、家庭に付けているようなクーラーになるのでしょうか。それともどこかで一括操作といいますか、そういうふうになるのか、どのようなシステムになるのでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	設置方法といたしましては、天井の埋め込み式で、各教室２機になろうかと思っております。 各教室２機に対して、室外機が１機ということで、各教室にスイッチを設置するとともに、集中的に管理できるように、職員室に集中の基盤を設置する予定でございます。 各教室に消し忘れとかあった場合に、職員室で消すことができるようなシステムを導入いたします。
議 長	梅田議員
梅田議員	故障もなく運転がされることを望みますけれども、やはり万が一のこともあると思いますので、メンテナンス、保守等もですね、しっかり今後検討課題として取り組んでいただきたいと思います。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２３号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第２３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２３号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第２４号「財産の取得について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書５１ページでございます。よろしくお願いします。 議案第２４号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものであります。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、筑前町基幹系及び情報系パソコンを取得するにあたり、地方自治法第９６条第１項第８号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 ５２ページでございます。 取得する財産につきましては、基幹系パソコンが５４台、それから情報系パソコンが８台。 取得価格につきましては、８，２２９，６００円です。 契約の相手方につきましては、大分県大分市東春日町１７番５７号、株式会社オーイーシー、代表取締役社長 加藤健。 納期限につきましては、平成２６年６月３０日。 ５３ページをお願いします。 入札の結果につきましては、株式会社オーイーシーが第１回の入札で落札し、落札

	率は98.42%でございます。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第24号「財産の取得について」を、採決します。 議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第24号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議長	日程第13 議案第25号「財産の取得について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書54ページをお願いいたします。 議案第25号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。 本日提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど申し上げました財産の取得と同じでございます。 55ページをお願いいたします。 取得する財産につきましては、教員用のパソコン、それからプリンタ。 それから、取得価格につきましては、20,297,520円でございます。 相手方につきましては、福岡県朝倉市堤860番地4、株式会社ヨシヅカ、代表取締役 吉塚英夫。 納期限は、平成26年6月20日。 56ページで、入札結果につきましては、株式会社ヨシヅカが第1回の入札で落札しております。 落札率につきましては、62.23%でございます。以上でございます。
議長	説明が終わりました これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	入札の結果でございますけれども、8社が入札に参加いたしまして、1社のオーイーシーさんのほうはですね、前議案の中で落札をされておりますので、辞退ということは理解ができるわけでございますけれども。 概ね半分の事業所がですね、企業が辞退をされてあります。入札に参加されながら、大方半分の会社が辞退をされるということですね、いささか好ましくないんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 本来であればですね、入札にされる前の段階でですね、そのあたりは辞退をされるのであれば、その旨を述べていただきながら、というふうなことが望ましいんじゃないかなというふうに考えるわけでございますけれども。 そのあたりの見解と、町のほうの指導も必要じゃないかなというふうに考えるわけ

	でございますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	おっしゃるとおりだと思います。 確かに8社参加して、半分がご辞退してあると。 その理由はそれぞれあります。各事業、会社の都合もございますので、そのところを鑑みて、いろんなところをやると、まず入札の指名というのができないというような格好になってくると思います。 あくまでも入札は、各指名委員会の中で、いわゆる業者の選定を行って指名を行っております。 それから、先の入札ができない、参加できないからということで、当然、やっぱやり直すかという形になりませんし、ただ、基本的には、議員さんおっしゃるように、事前に分かるはずがないんです。いわゆる仕様書はそのときしか渡しませんから。 入札を指名して、その次の日に来ていただいて、仕様書を渡して見積もりを出していただく。 その中で検討されてあります。1件、シーホースさんというのは、これは遅刻です。そのときには間に合わなかったと、入札に間に合わなかったから、その日電話で辞退が届けてありますので。 後は、それぞれやっぱり検討しながら、製品の数そろえきらんとか、時期が間に合わないとか、そういうふうなことでございますので、それぞれの事業所の都合でお願いしておるところでございますので、確かにおっしゃるとおり、そこができればいいんだと思いますが、なかなかそこは難しいところだと思っております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	説明をいただきましたけれども、これまでも、また今後も、こういったことが出てくることも考えられます。適正な落札ですね、価格で落札をしていただきたいということ、公平であり公正な、そういった価格を求めるわけでございます。 その中に、ここに8社が上がっていますけれども、半分。これは、極端に考えますとですね、7社が辞退されたということになりますとですね、競争にもならないわけですね。 だから、競争のひとつの意義、定義というものから外れてきますので、このあたりを心配するわけでございます。 このあたりはですね、やはり町の取り組みの中で、必要に応じて指導等もまた今後考えていかなければいけないんじゃないかということを感じますので、よろしくその点お願い申し上げたいと思います。
議 長	中野副町長
副 町 長	この件については、非常に今、財政課長が内容を説明しましたが、やっぱり辞退の理由というのが様々あるようでございます。 そういうことでですね、実際うちが仕様書を渡して、それに応じられない会社であればですね、次回は、やっぱりうちのほうとしても指名回避、そういうふうな形で対応したいというふうなことを思っております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	ただ今、入札の結果のですね、62.23%、これは、非常に業者さんに頑張ってもらってよかったと思います。 しかし、それから計算しますと、1,879万、約ですね、3千万ぐらいの予定価格であったかとは思いますが、数字からいったらですね。 この部分は、当初予算の5,400万でしたか、確かですね。その内に入ると思うんですけども、そう考えますと、2,400万ぐらいが差額が出てくるところでござ

	ざいます。 これが、どうしてそういうふうになるのかですね、他に何か、予算にまだ入っていないものがあるものか。 それと、当初、予算委員会のときにですね、内訳もずっと聞きました。1台のパソコンに対する値段が高いのではないかとということですね、いろいろお尋ねしましたけれどもですね。 どの部分が、そういったことであれば、今回この金額の中に入っておるものか、内訳をですね、分かる範囲で答弁をお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 確かに、当初予算段階では5,400万円計上しております。 その内訳としては、パソコンプリンタあるいは、それにかかわる周辺機器、それとパソコン本体に入るソフト、それからもう1つ大きいのが、公務支援システムソフト、これを含めて5,400万で当初予算を組んでおります。 今回は、公務支援ソフトを外したものの入札でございまして、パソコン、プリンタ、その周辺機器にかかわる本体の部分の入札でございます。 なお、本会議場では1台当たりいくらかというのを公表しますと、以後のパソコン導入にいい影響がございませんので、1台ごとの単価等については、ご容赦願いたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	先ほど副町長が町の仕様書に対応できないところは、次回から指名に入れないふうにしていきたいということをおっしゃっていましたが、指名資格審査委員会の中では、そういう規則はないのでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	指名委員会ではですね、当然そういうのを加味して指名を行うわけでございます。 だから、今回の指名業者については、どの業者が取ってもですね、対応できるんだという前提の下で指名をしたわけでございます。 だから、それに対してですね、理由がどういう理由かというのを吟味いたしまして、対応できないような会社であればですね、今後はやっぱり指名回避をいうような方策をとりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第25号「財産の取得について」を、採決します。 議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第25号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 発議第1号「議員派遣の件について」を、議題とします。 筑前町議会会議規則第126条の規定により、お手元にお配りしておりますように、議員を派遣したいと思います。 お諮りします。

	「議員派遣の件について」は、決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、発議第1号「議員派遣の件について」は、お手元にお配りしたとおり、派遣することに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の日程は、全部終了しました。 田頭町長
町 長	閉会にあたりましてお礼を申し上げます。 すべての議案、承認、可決いただきましてありがとうございました。 特に、本会は、空調設備等の大型事業の契約についての可決をいただきましたことを、本当にありがたく思っております。 皆様ご案内のように、非常に厳しい財政事情の中で本事業に取り組むわけでございまして、そういった財政事情のことも含めまして、我々、議会ともども学校関係には設備をしていかなければならないと、そのように考えているところでもございますので、よろしくお願い申し上げます。 それともう1点、非常に今、景気が好転と申しますか、都会のほうが非常に元気がよくなりまして、市町村ではなかなか入札が成り立たないという実態が発生しているようでございます。 先日も町村長会でありまして、10億円からの校舎建築が流れたということでもございました。 その理由は何かという、物価の問題と、やはり今東京、さらにオリンピックを控えてですね、さらなる関東へのハード事業の建設が進むであろうということだそうでございます。人手がないという事態が多く発生しているようでもございます。 今回の入札もいろいろ心配いたしましたけれども、どうにか設立いたしまして、本議会で可決していただきまして、執行できるということを本当に喜びたいと思っております。 今後ともよろしくお願いいたしまして、お礼といたします。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成26年第2回筑前町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございました。ありがとうございました。 (11:19)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

宮原 均

7番 議 員

福本 秀昭

8番 議 員

久保 大六